

議 事 録

1. 日 時 令和7年3月24日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 勤労福祉会館2階 第4会議室

3. 出席委員

1 番	山崎 由紀浩	2 番	寺嶋 実	3 番	中島 繁樹
4 番	山本 建樹	5 番	立花 吉廣	6 番	藤田 哲夫
7 番	池田 賢治	8 番	竹内 博之	9 番	橋本 誠二
10 番	藤田 正子	11 番	山端 昌明	13 番	荻野 俊明
14 番	荻野 啓司				

以上 13名

4. 欠席委員

12 番 村上 和義

以上 1名

5. 出席推進委員

井上 廣文	水田 秀樹	田中 伸一
西海 邦雄	荻野 雅章	

以上 5名

6. 事務局

加藤事務局長 岸本係長 泉係長 滝井再雇用職員

以上 4名

7. 議 事

議事内容

議案第 6 号	農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと
議案第 8 号	農用地利用集積等促進計画案承認のこと
議案第 9 号	令和7年度最適化活動の目標の設定のこと
報告第 7 号	賃貸借解約の通知報告のこと
報告第 8 号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
報告第 9 号	同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第22回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、13名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

5 番 立花 吉廣 委員

6 番 藤田 哲夫 委員
のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願いします。

― 議事録署名人に指名された 2 人の委員、了承する ―

山本議長： それでは、これより「議案目録」に従い、議事を進めます。
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は「議案」が 4 件、「報告」が 3 件です。
はじめに「議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ― 議案を朗読説明する ―

山本議長： 今月は 6 件の申請がありました。
先日の小委員会では、現地調査をしていますので、1 番の土地から報告をお願いします。
1 番と 2 番は併せて報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1 番と 2 番の土地について報告します。
議案第 6 号の 1 番と 2 番の土地の位置は、現地調査図 1 ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第 3 条第 2 項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、先日の小委員会では、「法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山本議長： 次に 3 番の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、3 番の土地について報告します。
議案第 6 号の 3 番の土地の位置は、現地調査図 2 ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第 3 条第 2 項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、先日の小委員会では、「法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山本議長： 次に 4 番の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： ○○番○○が、4番の土地について報告します。

議案第6号の4番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、先日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でご審議、よろしくお願いします。

山本議長： 次に5番の報告をお願いします。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： ○○番○○が、5番の土地について報告します。

議案第6号の5番の土地の位置は、現地調査図4ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、先日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でご審議、よろしくお願いします。

山本議長： 次に6番ですが、新規就農ですので、聞き取り調査も行っています。併せて報告をお願いします。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： ○○番○○が、6番の土地について報告します。

議案第6号の6番の土地の位置は、現地調査図5ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、先日の聞き取り調査及び小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でご審議、よろしくお願いします。

山本議長： 本案について、意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： 最近のテレビでも、よく外国人による土地の取得が問題になっているのですが、例え

ば、新規就農者として外国人がなれるのかどうか、また議案第8号の集積の受け手に外国人がなれるのかどうか、第5条による買受人に外国人がなることができるのか、こういったことに規制があるのかどうか、お教えてください。

事務局職員： 外国人でも、許可基準を満たせば農地を取得することができます。しかし、外国人が農地を新規取得する際、申請書に国籍の記載を義務化したり、4月からは短期間で在留資格が切れる場合、許可しないなど一定の規制があります。

〇〇委員： 決め手になるのは、在留資格があるかどうかという理解でよろしいでしょうか。

事務局職員： 国籍と在留資格を確認するということになります。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 今のことについて、新規就農は将来農業に従事して出荷しますよという状況です。在留資格は、例えば6ヵ月以上在留しますという資格です。6ヵ月以上であれば、それで就農できるのですか。

事務局職員： 4月からは短期間で在留資格が切れる場合、許可しないなど外国人の農地取得を厳格化しますが、具体的な運用の通知は、まだ来ておりません。

山本議長： 以上の説明で、よろしいでしょうか。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会ですることに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。

本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山本議長： 次に、「議案第8号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積等促進計画案への意見を求められています。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積等促進計画案について、「異議なし」と回答したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第8号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと」については、本案のとおり承認することに決定しました。

山本議長： 次に、「議案第9号 令和7年度最適化活動の目標の設定のこと」を、議案にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 本案については、来年度の活動目標を定めようとするものです。これについて、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、令和7年度の活動目標を設定することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第9号 令和7年度最適化活動の目標の設定のこと」は、承知することに決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。「報告第7号 賃貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により「報告」する —

山本議長： 今月は、1件の通知がありました。これについて、何かご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第7号 賃貸借解約の通知報告のこと」は、
以上で報告とします。

山本議長： 次に「報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： ただ今、「報告第8号」「報告第9号」の2件の報告事項につき一括して報告がありました。
それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
これで、第22回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時43分 終了)

※ 新規就農者についての聞き取り調査 令和7年3月21日（金） 午後1時30分～

・議案第6号の6の譲受人

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 山端委員 荻野(俊)委員

・事務局

加藤事務局長 岸本係長

※ 小委員会 令和7年3月21日（金） 午後2時00分～

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 池田委員 立花委員
山崎委員 荻野(俊)委員

・事務局

加藤事務局長 岸本係長

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 立 花 吉 廣

署 名 人 藤 田 哲 夫